

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

ベーシックテキスト〈2024年版〉

(2024年合格目標 合格講座 基礎編 講義使用教材)

(2023/05/30 現在)

2024年合格目標 合格講座 基礎編の講義使用教材である「2024年版ベーシックテキスト」におきまして下記の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※2024年版ベーシックテキストでは、令和5年4月1日までの改正内容につき補正対応いたします。以降の改正内容につきましては、2024年合格目標 合格コースの教材でご確認ください。
※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。2024年版ベーシックテキストでは裏表紙のバーコード下に記載があります。

-
- ・ 2023/03/13 更新分… p.1
 - ・ 2023/05/30 更新分… p.2～8
-

【2023/03/13 更新分】

雇用保険法 (RU24023)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P53 「過去問チャレンジ」 解答・解説 4行目	…、介護休業給付金は支給されません（ <u>法61条の6第6項</u> ）。	…、介護休業給付金は支給されません（ <u>法61条の4第6項</u> ）。

労働保険徴収法 (RU24024)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P49 「過去問チャレンジ」 問題文 5行目～6行目	…事業主をいう。 <u>なお、本問において「委託事業主」とは、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主をいう。[H25 雇8-C]</u>	…事業主をいう。 <u>[H25 雇8-C]</u> ※文末の「なお、～」以降の記述が2重に記載されているので、2回目の記述を削除してください。

【2023/05/30 更新分】

労働者災害補償保険法 (RU24022)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P53 ★1ワンポイント 本文2行目	求償による調整期間の上限は、 <u>3年</u> とされています。	求償による調整期間の上限は、 <u>5年</u> とされています。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (RU24024)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P23 4 雇用保険率 表	[令和4年10月~]の表の下に下記[令和5年度]の表を追加

[令和5年度]

	雇用保険率	雇用保険率	
		事業主負担分 (うち二事業に係る率)	被保険者負担分
一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の9.5 (1,000分の3.5)	1,000分の6
農林水産業 清酒製造業 等	1,000分の17.5	1,000分の10.5 (1,000分の3.5)	1,000分の7
建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の11.5 (1,000分の4.5)	1,000分の7

労務管理その他の労働に関する一般常識 (RU24025)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P53 [2]障害者雇用 調整金 本文 4～5行目	障害者雇用調整金の額は、 超過人数1人につき月額 <u>2 万7千円</u> です。	障害者雇用調整金の額は、 超過人数1人につき月額 <u>2 万9千円</u> （ただし、令和4 年度の年度分に関しては <u>2 万7千円</u> ）です。

健康保険法 (RU24026)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P50 [1]出産育児一時金 本文 1行目	被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、 <u>42万円</u> が支給されます。	被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、 <u>50万円</u> が支給されます。
改正	P50 ★2 ワンポイント 本文 3行目・11行目	出産育児一時金の額の内訳は、基本額が40万2千円、一定の要件（産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産）を満したの場合の加算額が <u>1万8千円</u> です。	出産育児一時金の額の内訳は、基本額が48万8千円、一定の要件（産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産）を満したの場合の加算額が <u>1万2千円</u> です。
改正	P51 [1]家族出産育児一時金 本文 2行目	被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、 <u>42万円</u> （内訳は出産育児一時金と同様）が支給されます。	被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、 <u>50万円</u> （内訳は出産育児一時金と同様）が支給されます。

国民年金法 (RU24027)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P63 1つ目の 「過去問チャレンジ」 解答・解説 2行目	…、所得が「(扶養親族等の数+1)×35万円+ <u>22万円</u> 」以下であることです(法90条1項、令6条の7)。	…、所得が「(扶養親族等の数+1)×35万円+ <u>32万円</u> 」以下であることです(法90条1項、令6条の7)。

厚生年金保険法 (RU24028)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P12 「過去問チャレンジ」 解答・解説 1行目	×：本問の事業所（畜産業者）は、法定 <u>16</u> 業種以外の事業所であり、…	×：本問の事業所（畜産業者）は、法定 <u>17</u> 業種以外の事業所であり、…
改正	P42 [1] 60歳台前半の在職老齢年金 2 具体的な要件 本文 3行目	…の合計額が <u>47万円</u> （令和 <u>4</u> 年度現在）を超える場合です。	…の合計額が <u>48万円</u> （令和 <u>5</u> 年度現在）を超える場合です。 ※直下にあるイラスト（シーソー及び男性のセリフ）についても「47万円」を「48万円」に訂正願います。
改正	P48 5 65歳以後の在職老齢年金 本文 2行目	…の合計額が <u>47万円</u> （令和 <u>4</u> 年度現在）を超える場合に、…	…の合計額が <u>48万円</u> （令和 <u>5</u> 年度現在）を超える場合に、…

社会保険に関する一般常識 (RU24029)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P3 社会保険に関する一般常識の構成図表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）



	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P21 [2]後期高齢者 医療給付 表	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

カテゴリー		給付名
法定必須 給付	必ず行わなければならない給付	療養の給付、入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費、訪問看護療養費 特別療養費、移送費 高額療養費、高額介護合算療養費
法定任意 給付	原則として行わなければならないが、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる給付	葬祭費の支給又は葬祭の給付
任意給付	行うかどうかは後期 高齢者広域連合の自由である給付	傷病手当金

以上